

【第93回理事会 第283号議案】

【第41回評議員会第110号議案】

資料-1

役員等の報酬について

定款第22条で「理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。」とされておりますので、定時評議員会に前年同様のとおりとし提出することについてよろしくお取り計らい願います。

1. 別に定める総額

各年度の総額 6,500,000円

2. 別に定める報酬等の支給の基準

別紙「社会福祉法人千宏会役員等報酬規程(案)」
規程(案)施行日 定時評議員会の決議日

令和6年6月 日提出

社会福祉法人千宏会
理事長 大場 利秋

社会福祉法人千宏会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人千宏会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

（常勤及び非常勤の役員）

第2条 常勤の役員は理事長とし（以下「常勤役員」という。）、非常勤の役員は理事長以外の理事、監事、評議員（以下「非常勤役員」という。）とする。

（報酬の支給）

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

（報酬の額の算定方法）

第4条 常勤役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

2 非常勤役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

（報酬の支給方法等）

第5条 常勤役員に対する報酬の支給は毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日に繰り上げて支給する。

2 非常勤役員に対する報酬の支給は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

（公表）

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. 役員の報酬に関する規定（平成15年4月1日制定）は廃止する。
2. この規定は平成29年6月21日から施行する。
3. この規程は令和3年6月（定時評議員会の議決日）から施行する。
4. この規程は令和4年6月（定時評議員会の議決日）から施行する。「改廃なし」
5. この規程は令和5年6月（定時評議員会の議決日）から施行する。「改廃なし」
6. この規程は令和6年6月（定時評議員会の議決日）から施行する。「改廃なし」

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円

別表2（非常勤役員の報酬）

（1）理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 7,000円

（2）監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額 7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 7,000円

（3）評議員

	報酬の額
評議員会等への出席	日額 7,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 7,000円